

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「WEリーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔構成〕

(1) WEリーグ内の実行委員会を構成する委員は次のとおりとする。

- ① 理事長（チア）
- ② 業務執行理事
- ③ WEリーグの参加クラブから1名ずつ選任された実行委員

第3条〔資格要件〕

WEリーグの参加クラブが選任する実行委員は、WEリーグの参加クラブの常勤取締役であることを要する。実行委員は特別な理由がない限り、全ての公式試合や実行委員会に参加し、WEリーグならびにクラブの成長のために尽力する。

第4条〔任期〕

- (1) 実行委員は理事会の承認を経てWEリーグの参加クラブが選任するものとし、その任期は選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることがある。
- (3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

第5条〔招集〕

- (1) チアは、次条の定めに従い、実行委員会を、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第6条〔招集権者および議長〕

- (1) 実行委員会は、チアが招集し、その議長となる。ただし、チアに事故があるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会を構成する委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チアは、

請求された実行委員会を招集しなければならない。

- (3) 実行委員会の招集は、予め実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条〔権限〕

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 実行委員会は、理事会規程別表の定めに従い、理事会による決定に先立って、関係する実行委員会の審議を経るものとする。

第8条〔定足数および決議要件〕

- (1) 実行委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- (2) 実行委員会における議決権は1委員につき1個とする。
- (3) 実行委員会の決議は、出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔オブザーバー出席〕

予めチアに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。

第10条〔関係者の出席〕

- (1) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグの役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第11条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをWEリーグに保存する。

第12条〔事務の統括〕

実行委員会に関する事務は、チアの指定するWEリーグの担当部門の責任者が統括する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条〔施行〕

本規程は、2020年9月23日から施行する。

〔改正〕

2020年9月30日

2023年7月19日